

## 議員提出第1号議案

島根県議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月8日

提出者

議会運営委員会委員長 田中八洲男

(別紙)

## 議員提出第1号議案

### 島根県議会会議規則の一部を改正する規則

島根県議会会議規則（昭和34年島根県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「出産」の次に「、育児、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。